

全国森林計画の変更について

平成 1 8 年 9 月 8 日
林 野 庁

1. 全国森林計画の趣旨

全国森林計画は、森林法第 4 条の規定に基づき、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即して、5 年ごとにたてる15年を 1 期とする計画（平成16年4月1日から平成31年3月31日の15年間）。

都道府県知事がたてる地域森林計画等の規範として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積・造林面積等の計画量、施業の基準等を定めるもの。

2. 変更の概要

新たに策定される「森林・林業基本計画」の考え方に即し、以下のとおり変更。

○ 森林の整備及び保全の基本的な事項

立地条件や国民のニーズ等に応じ多様な森林施業を推進する観点から、広葉樹林化、長伐期化等に関する記述を追加。

○ 森林整備及び保全の目標

区 分		現 況	計画期末
森林面積(千ha)	育成単層林	10,344	10,258
	育成複層林	895	1,519
	天然生林	13,882	13,344
森林蓄積(m^3/ha)		161	203
林道整備率 (%)		49	65

注) 現況は平成14年3月31日、計画期末は平成31年3月31日の数値

○ 計画量

区 分		計 画 量
伐採立木材積 (百万 m^3)	主 伐	2 1 3
	間 伐	2 9 8
	計	5 1 2
造林面積 (千ha)	人工造林	6 7 8
	天然更新	8 7 0
林道開設量(千km)		3 8

注) 計画期間（平成16年4月1日～平成31年3月31日）の総量